

「糖尿病地域連携の登録医療機関」（仮称）に係る検討項目（部会案）

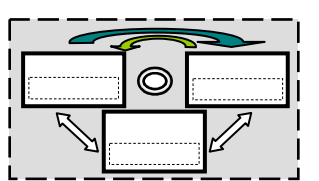
1 登録要件

考え方のポイント	部会案
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域で実効性のある糖尿病医療連携体制の構築」を担保できること <ul style="list-style-type: none"> ・登録要件が、これまでの協議会や専門部会で議論されてきた糖尿病医療連携の取組の推進に寄与するものであること ○ 地域で行われている現行の取組と補完し合うものであること <ul style="list-style-type: none"> ・登録要件が、限定的、断定的とならないこと ○ 登録に係る事務作業が、煩雑でないこと (登録要件について、届出等による医療機関の自己申告とする。) 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」に医療機能情報を掲載していること (2) 「医療連携の紹介・逆紹介のポイント」を理解していること (3) 「糖尿病治療のエッセンス」(日本糖尿病対策推進会議 編)に即した診療を行っていること (4) 地域における「糖尿病地域連携の登録医療機関」の役割(資料8-1)を担うとともに、次の①、②のいずれかを満たしていること(初回登録時は、登録期間内に①又は②を満たす意思があること) <ul style="list-style-type: none"> ① 地域において活用されている糖尿病医療連携手帳やクリティカルパスの他、東京都糖尿病医療連携ツールにおける「診療情報提供書」など、連携のためのツールを使用 ② 各圏域や医師会が実施する勉強会などへ参加 (5) 連携の実績(ツールの使用件数、勉強会への参加回数等)を報告すること

2 登録期間

考え方のポイント	部会案										
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域で実効性のある糖尿病医療連携体制の構築」を担保できること ○ 実績の報告と更新手続により、連携を行っている医療機関が把握できること ○ 更新手続等に係る事務作業が、高負担にならないこと <p>※登録手続の具体的な方法は、圏域の高負担とならないよう、専門部会で検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2年間(ただし、第1期は、平成24年度中～26年度末) <ul style="list-style-type: none"> ・登録は随時(圏域からの書類提出に合わせて)行うが、終了は一律 ・登録医療機関は、更新手続のない年度は実績を報告する。(初回は25年度末) <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #e0f2f1;"> <th style="width: 20%;">24年度</th> <th style="width: 20%;">25年度</th> <th style="width: 20%;">26年度</th> <th style="width: 20%;">27年度</th> <th style="width: 20%;">28年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">届提出 → 登録</td> <td style="text-align: center;">実績報告</td> <td style="text-align: center;">更新届提出</td> <td style="text-align: center;">登録 → 実績報告</td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> </tbody> </table> </div>	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度～	届提出 → 登録	実績報告	更新届提出	登録 → 実績報告	→
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度～							
届提出 → 登録	実績報告	更新届提出	登録 → 実績報告	→							

3 周知方法

考え方のポイント	部会案	＜ポスターのイメージ＞
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都民にわかりやすいものであること <ul style="list-style-type: none"> ・都民に対して糖尿病医療連携の仕組みをPR ○ 登録する医療機関に、メリットがあること <ul style="list-style-type: none"> ・多くの医療機関の参画を促す <p>※広く都民に広報する方法は、専門部会で検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 糖尿病地域連携の登録医療機関は、都が作成するポスター(糖尿病医療連携の仕組み、当該医療機関が糖尿病医療連携に参画していることを示すもの)を医療機関内に掲示する。 (患者が目にしやすい場所に掲示することで、医療連携や医療機能の役割分担に関する患者の理解を促す。) ○ 都は、糖尿病地域連携の登録医療機関をホームページ等で公表する。 (都民や医療保険者等が、受診や紹介の際に活用する。) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>糖尿病は、～な病気で、合併症が～です。 東京都は、糖尿病医療連携を推進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆かかりつけ医：専門医と連携し～ ◆専門医： ◆かかりつけ歯科医・かかりつけ眼科医等：  <p>当院は、この糖尿病医療連携の仕組みに賛同し「糖尿病地域連携の登録医療機関」として糖尿病の医療連携に参画しています。</p> </div>

4 「糖尿病地域連携の登録医療機関」の名称

考え方のポイント	部会案
<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度の趣旨をわかりやすく表す名称であること (都民、医療機関ともに、わかりやすい名称であること) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「糖尿病地域連携の登録医療機関」 <ul style="list-style-type: none"> ・他案として、「糖尿病の地域連携参画医療機関」、「糖尿病の地域連携協力医療機関」、「糖尿病の地域連携支援医療機関」等